

公聴会や反対署名等に対する町の見解

	番号	意見の要旨	町の見解
農地・農業関係	(1)	食料安全保障の観点から無秩序に農地を無くすことには反対。 農業従事者や地域住民との対話を重ね対策を講じる必要性あり。	農業の後継者不足や地権者の意向を踏まえたもので、出来る限り農地を維持することが基本であると考えています。 地域計画の策定を契機に農業者や地域住民との対話の機会等を継続していきます。
	(2)	基山町の第一次産業（農業）を振興してほしい。 基山町の交通利便性の良さを有効に活用するため、大都市に近い農業生産拠点に成長させれば農業はもうかるし、活性化する。	第一次産業（農業）の振興については、産業構造の変化をはじめ、後継者不足や地権者の意向など非常に厳しい状況にあります。一方で先行きの見え難い国内外の情勢変化による食料危機への懸念も増大しているため、農業に対するあり方を検討する重要な時期であると捉えております。 従来の方法に捉われない多様な方向や方法での農業振興を検討したいと考えております。農業所得の安定や向上を図るため、 <u>利便性の良さを有効に活用できる観光農園や貸農園等の推進を図っているところ</u> です。それには <u>既存の地域農業との調整も重要であるため、バランスを考えながら進めたい</u> と考えております。
	(3)	高さ30m前後の建設により、豊かな田園地帯の景観が損なわれ、自然豊かなふるさとが失われることへの危惧。田んぼや畑を開発しないほしい。	計画地は交通利便性が非常に高く、工業地域にも近接しており産業用地としての活用が大いに期待される地域です。また、 <u>既に周辺にも産業施設が立地している</u> ことから、周辺との調和を図ることが可能と考え、都市計画マスタープランを企業誘致などを推進する産業ゾーンに変更しました。豊かな自然環境を守るべきエリアは森林環境ゾーンとして位置づけ、緑地や水辺の環境を今後とも保全していきます。
	(4)	園部の田を潰して物流倉庫を建設することは本当に必要なのか。田が無くなることで、稲作という伝統文化の継承が途絶え、美しい田園風景が無くなり、農村の環境破壊、住民の生活の質が低下することを懸念。	<u>計画地は交通利便性が非常に高く、工業地域にも近接し産業用地としての活用が大いに期待される地域であり、当該地域における農業の後継者不足や地権者意向を踏まえると農業以外の活用を図る必要がある</u> と考えます。 また、 <u>今回の計画は農村を分断するような開発ではなく既に周辺にも産業施設が立地していることから、開発による影響は少ないもの</u> と考えておりますが、 <u>緑地帯の設置や騒音・排気ガス対策を検討するよう事業者を指導</u> することで、著しく住民の生活の質が低下しないように対応すると共に、 <u>周辺集落の農業が継続されるよう稲作をはじめとした農業の振興を図っていきます。</u>
	(5)	①大井手水利組合運営に大打撃	水利組合とは調整しており、問題はないと考えています。

	(6)	町が用地を買い取り、農業や農業関連施設の用地などに活用することを要望する	農業後継者の不足が懸念されている中で、活用の計画や需要が明確ではないため、町による用地の買い取りは困難であると考えます。
交通関係	(7)	交通量の増加による交通事故のリスクや渋滞の増加、騒音・振動・排気ガスによる環境悪化などから町民の健康や安全、QOLが著しく脅かされる	計画地は交通利便性がよく、現状でも周辺に産業施設が立地している状況です。本計画策定にあたり、<u>事業者が交通量調査を行いました。施設が最大限稼働した場合の交通量でも前面道路は滞留は発生せず、遅れはないか遅れの程度は非常に小さいという結果になっており、周辺の交通環境に大きな影響はないと考えております。</u>加えて、朝の通勤時間帯においては、計画地から町の中心市街地にトラックが流入しないよう、施設出口の時間帯一方通行を行うこととしております。計画案では、トラック類は基本的に県道からの出入庫としており、町道側からは通勤用の乗用車のみとしております。また、旧道側にトラックが入らないように対策を検討するなどし、<u>生活道への影響を最小限に押さえたいと考えております。</u> 計画地と隣接する民家との間に設ける緑地幅を当初計画よりも増やし、緩衝帯としての機能を強化するほか、開発にあたっては、事業者は個別に隣接者との要望調整協議を行う予定としております。また、建設予定の建物についても、騒音・排気ガス対策を検討するよう事業者を指導することで、町民の健康や安全、QOLが著しく脅かされることはないと考えております。
	(8)	令和5年に都市計画マスタープランの見直しが行われているが、最終案で当該地区が農業用地から産業用地に変更されている。急遽の変更であったため、地域への説明も意見聴取も行われておらず、十分な合意形成が図られていない。	<u>変更後の最終案については、広く周知できず限られた委員会だけで審議したことは配慮が足りなかったと考えております。</u> しかし、産業振興や企業誘致等の将来展望等を考慮し、当該地を産業用地として土地利用を図ることについては必要であると考えております。加えて今回の都市計画マスタープランの変更策定については、<u>法定手続きではないものの、住民代表が委員として参加している都市計画審議会専門部会と都市計画審議会に諮り変更を決定しております。</u>以上の理由から、<u>都市計画マスタープランは適切であると認識しております。</u>
	(9)	本地区計画案は基山町が策定した「市街化調整区域における地区計画の運用基準」に適合していない	本計画案は、町が策定した「運用基準」の基本的な考え方、基本的な事項を踏まえて策定しております。また、素案の作成時点では、町が必要最低限の同意を求めている隣接者の同意を確認しておりますので、運用基準に従い計画を進めたと判断しております。

計 画 策 定 に 関 す る 手 続 き 関 係	(10)	反対意見が多い中で、民意を無視するかのよう に計画案が進められていることに憤りを感じる	反対意見が多いことを受け、住民説明会の複数回開催や地元 関係者との度重なる協議を行い、反対者の意見を聴取してき ました。ご意見を受け、町としても地区計画の再検討を行いま したが、産業振興や企業誘致等の将来展望、町の農業の現 状、地権者のご意向等を総合的に判断して、計画を進めるこ とと判断しました。反対意見のうち反映できる点は計画案に 反映しておりますが、引き続き協議を重ね、よりよいまちづ くりを進めてまいります。
	(11)	反対署名が提出されたことに対する町の所感。 その処理と判断について	<u>提出された署名は647名（うち町内388名、町外259名）の方 の署名があり、多くの方が今回の地区計画について高い関心 をお持ちになっていると認識しています。一方、今回の署名 は地方自治法に基づく直接請求ではなく、任意の署名で法的 拘束力はないものと認識しており、多くの方から反対の要望 をいただいたものとして受け止めております。</u>
	(12)	町長のこれまでの発言に対する説明と、現在の 開発推進の施政の整合性について	隣接地については本計画による影響が大きいため、特に配慮 が必要であると考え、隣接地の方々には直接ご意見を聞いて おります。そこでは、隣接者の代表にお任せするという回答 であったため、本計画に賛成とまではいかずとも同意はいた だいたと判断し、第2回目の住民説明会、公聴会を開催した ところでは、 しかしながら、隣接者の一人が公聴会の際に反対意見の陳述 をなされたため、町長が直接会って真意を確認させていただ いたところ、その時に、本計画を中止してほしいというご要 望をいただきました。 その時点で、本計画の遂行について最終判断をする時期に なっており、隣接するの方々のご意見だけでなく、地権者の意 向や町の農業の状況、今後の展望等から総合的に判断する必 要があり、その最終判断がご意向に沿わないことがあること を説明したところでは、 公聴会の際に隣接者の方の反対意見はございましたが、町の 産業振興や企業誘致等の将来展望、町の農業の現状、地権者 の意向等や計画の進捗状況を総合的に判断して、計画を進め ることと致しました。